令和４年度　成年後見制度利用促進に関する検討会　議事録

〔会議概要〕

日時	令和５年２月１０日（金）　午後３時００分から午後４時３０分まで
場所	佐倉市役所　社会福祉センター　３階　中会議室
会議次第	１．開会 ２．あいさつ ３．委嘱状交付 ４．会長・職務代理者選出 ５．会議の公開、会議録作成方法の確認 ６．議事 （１）「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に係る現況と取組について（報告） （２）「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗評価及び今後に向けて（意見交換） （３）その他 ７．閉会
出席委員 （委員６名 ・オブザーバー２名）	委員：佐久間貴幸（弁護士） 菊池薫子（司法書士） 高美修次（社会福祉士） 板垣聡大（行政書士） 深沢孝志（佐倉市社会福祉協議会） 下原良子（地域包括支援センター） 小平和俊（相談支援事業所） オブザーバー：本多悟史（千葉家庭裁判所） 長嶋優佳（千葉家庭裁判所佐倉支部） ※委員欠席者：四方田清（学識経験者）
事務局	福祉部：部長・亀田　満 高齢者福祉課：課長・田中綾子、包括支援班長・秋葉直子、包括支援班・小野木克利 障害福祉課：課長・山本淳子、施策推進班長・土屋大輔、自立支援２班長・橋本由美子 佐倉市社会福祉協議会：権利擁護グループリーダー・鳴海和久、権利擁護班長（成年後見支援センター）岡本祥子
その他	○一般傍聴者：０名

〔会議概要〕

発言者	内容
	１．開会 ２．あいさつ＜福祉部長（亀田）あいさつ要旨＞ 　佐倉市の高齢化率は３３％を超え、全国平均よりも高い状況にある。成年後見制度は、ますます重要性が増していくものと認識している。 　委員の皆様には、成年後見制度に関して、また、地域の現状などもお伺いしながら、本市の成年後見制度利用促進事業内容や方向性について、忌憚ないご意見をいただきたい。 ３．委嘱状交付 ４．会長・職務代理者選出 　委員の互選により、会長には「佐久間」委員が会長に選出された。 　また、会長の指名により、職務代理者は「菊池」委員に決定した。 ＜会長あいさつ要旨＞ 　有意義な会議となるよう進行していきたい。皆様の協力をお願いする。本日は、佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の現状と取り組みの報告がある。本会議を佐倉市のより良い施策へつなげるため、委員の皆様には、現場で感じていることや気づいていることについて忌憚ない意見をお願いしたい。 ５．会議の公開、会議録の作成方法の確認 　検討会の会議については全部公開とし、会議録の作成方法については、委員氏名を記載せず、要約した意見のみ掲載することとした。
○事務局 （高齢者福祉課　秋葉）	６．議事 （１）「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に係る現況と取組について（報告） （資料３・４・５、「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき説明） （２）「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗評価及び今後に向けて
●会長	「基本目標１　成年後見制度の周知及び啓発の強化」について、質問や意見などお願いしたい。

■Ｃ委員	「啓発」について、徐々に認知度が上がっている状況は、計画推進の結果である。さらに、高齢者の子ども世代（３０代～４０代）について、認知される効果的な方法はないだろうか。また、「成年後見支援センター」の認知度があがらないのはなぜだろうか。
●会長	市民の実際の最初の相談窓口は、「地域包括支援センター」や「相談支援事業所」であることが多い。その窓口が、成年後見制度についての相談窓口であることを周知していくことも一つの方法である。 「成年後見支援センター」の認知度が上がらないことについて、同じく疑問に感じた。制度を普及させても、どこに相談すべきか伝わっていない可能性や心配がある。若い世代は、社会福祉協議会等の福祉組織や福祉関係の相談窓口の認知が低いことも影響しているかもしれない。 制度と相談窓口をセットで知ってもらえるよう、工夫するとよいかもしれない。 現場において、状況はいかがか。
■Ｆ委員	制度利用に繋げる必要がある相談は増えている。しかし、利用ができるまでの時間・申立の手間・金銭的負担などから、実際の申立には至らないこともある。相談を受けたものは、「成年後見支援センター」につないでいるため、「地域包括支援センター」から紹介された窓口という認識はお持ちであると思われる。
■Ｇ委員	障害の分野において、制度は、親亡き後の支援として認知されてきている。実際に利用するにはどうしたら良いかという相談は増えており、「成年後見支援センター」を紹介している。制度利用につなげることは、親御さんの将来への不安を減らすことにつながる。
●会長	普及啓発について、どのような方法に効果があるかは明確にはわからないものの、少しずつ、制度は浸透してきている様子が伺える。更に方法を工夫する価値はある。 （その他意見なし）
●会長	「基本目標２　相談機能及び成年後見人等支援の強化」について、質問や意見などお願いしたい。
■Ｂ委員	基本目標２の事業内容である「専門相談」に関わっている。以前は相談枠に空きも目立っていたが、最近は予約でほぼ埋まっている状態にある。都内など遠方から相談に来所される方もいる。基本目標１の目標「周

	知及び啓発の強化」の効果が、ここに表れていると感じる。 　成年後見人等支援の強化という点について、実際に後見人等として活動しているが、従前は、選任された後は全て任され、放り出されてしまう感覚があった。最近は、行政等に気軽に相談ができ、協力してもらえる体制があり、ありがたいと感じる。
●会長	「専門相談」については予約枠が埋まり、一般の相談件数も徐々に増えている。 　以前の国の基本計画において、成年後見人等は具体的な支援内容についても家庭裁判所に相談しているという現状が示されていたが、家庭裁判所ではどのように対応されているか。
◆Ｉオブザーバー	後見人等から、直接、家庭裁判所に相談をいただくこともあるが、佐倉市在住の方については、佐倉市成年後見支援センターを案内させていただいている。
●会長	佐倉市成年後見支援センターではいかがか。
○事務局 （佐倉市社協　岡本）	家庭裁判所からの紹介で相談に来たという方は増えており、令和４年４月～１２月において、１７件であった。
●会長	このような相談ルートができていることはとても良いことであると思う。
■Ｅ委員	基本目標２について、相談対応件数は右肩上がりである。また、相談内容も難化しており、対応する職員のスキル向上やネットワークの広がりがある。成年後見支援センター設置当初は、制度内容の質問程度であったが、現在は、個別の状況に応じた申立支援もしており、申立に至るまで伴走支援もしている。併せて、成年後見人への支援として、親族後見人の相談対応だけでなく、専門職後見人からの相談にも対応している。数字に表れない相談内容、体制の向上が図られてきていると感じている。 　このような状況から、成年後見支援センターの認知度について、現在の１０％が更に増えた場合、相談件数はどの程度増えることになるのか懸念があるが、成年後見支援センターの存在や役割については積極的に広げていきたいと考えている。
●会長	認知度や相談件数が伸びることは良いことだが、その受入れができるかという点は、人員や予算確保の問題となる。相談体制に支障をきたすことがないよう、市には支援をお願いしたいと思う。

■Ｃ委員	成年後見人等の支援について、家庭裁判所の方にお尋ねしたい。ここ数年、佐倉市において、親族後見人の選任割合が減っている要因はあるのか。また、実際には多くない親族後見人に対して、家庭裁判所から指導や定期報告内容に関する指摘等を行うことはあるか。 成年後見制度利用支援事業の実施状況について、千葉家庭裁判所佐倉支部管内の市町間の格差がますます広がっている。地域で一体化して事業を行う方法はないだろうか。 後見人等報酬助成について、佐倉市は対象要件等の見直しを行っているが、報酬額の見直しを求める声もあがっている。経済的にゆとりの無い方が制度を利用できなくなる可能性もあり、検討いただきたい。
◆Ｈオブザーバー	定期報告等事務について、後見人等に対してしおりをお渡しし、説明を行っている。親族後見人等に対して、指導や指摘を要することは少ないと感じている。
●会長	成年後見人等への支援は、出過ぎるものではなく、対応の仕方は難しい。地域の相談窓口において、親族後見人と接点はあるか。
■Ｆ委員	親族が成年後見人等をしている方の相談はほとんどない。
■Ｇ委員	成年後見人等との関わりにおいては、専門職の方が多い。障害者が制度を利用する場合、後見人等を親族が担う場合と、第三者に依頼する場合とで、対応が極端に異なる。
●会長	地域の相談窓口においては、成年後見人等が悩んでいることがあったら、佐倉市成年後見支援センターで支援していることを伝えていただきたいと思う。 私は受任調整会議の構成員として参加しているが、困難事案もあり、会議で全て解決するものではない。しかし、課題や、後見人等に依頼する内容に筋道を立て整理できるよう発言しており、良い会議であると感じている。また、今年度より、権利擁護支援に係る事例検討もモデル的に開始した。今後、会議の精度を上げていくことで、市長申立を必要とするケースについても、申立事務やその後の支援が円滑になると思われる。このような会議を開催していることを地域の相談窓口は知っているか。
■Ｆ委員	会議について知らなかった。ただし、後見人等が選任されているケースは、地域ケア会議として後見人を交えた会議をしており、このような活動を通じて、後見人等の支援ができればと考えている。

■Ｇ委員	会議について知らなかった。最近、市長申立を行ったケースへの関わりを通じて、会議があることを聞いた。会議において、当該ケースの今後の支援について、しっかりと検討いただいている印象を持った。
●会長	受任調整会議等は、現場の関係者が知らないと意味がない。是非知っていただき、そもそも成年後見制度を利用すべきか否かの検討も含めて、事例検討会議が活用できれば良いと思う。会議に様々な職種が集うことが望ましい形であると思う。 （その他意見なし）
●会長	「基本目標３　後見人等の養成」について、質問や意見などお願いしたい。
■Ｄ委員	後見人等の養成について、現在、市民後見人の養成を行っているとのことであったが、受講者は個人で、受講に至る背景や置かれている状況も異なる。講座終了後もつどいを開催するなど、横のつながりがもてるよう支援してはどうか。
○事務局 （佐倉市社協　岡本）	第１回市民後見人養成講座修了者に対し、毎年３回のスキルアップ研修開催の他、外部研修の案内をするなど、顔を合わせる機会を定期的に設けてきた。また、修了者を中心にＮＰＯ法人が設立され、法人後見事業を開始した。佐倉市社会福祉協議会が実施する法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動されている方もいる。現在受講中の方々に対しても、修了後において、様々な活動方法を案内し、市民後見人受任に向けて準備いただきたいと考えている。
●会長	市民後見人養成講座修了者に対する手厚いフォローがあり、活用できる。この取り組みは引き続き進めてほしい。 （その他意見なし）
●会長	その他、全般についてご意見、要望等はあるか。
■Ｃ委員	広報活動について、成年後見制度に関するパンフレットは、制度の仕組みや手続き等が中心であり、問題を抱えていない方に興味を持ってもらうことが難しい。広く市民に関心をもってもらうことができるような表現にできないかと常々思っている。パンフレットについて、今後、更に工夫できないか、一緒に考えていきたいと思う。

■Ｆ委員	申立から審判に時間を要するため、その間の生活に支障を及ぼしているケースが多いことから、やむを得ず、地域包括支援センターで公共料金の支払い支援等を行う場合がある。日常生活自立支援事業と成年後見制度との隙間を埋めるような支援について検討いただきたい。 また、後見人等の中には、被後見人に連絡先を教えないなど、独自の支援方針をお持ちの方がおり、福祉関係者は関わり方や対応に困ることがあった。成年後見支援センターにおいて、そのような後見人等への支援や調整をしていただけるとありがたい。
■Ｇ委員	障害のある方の成年後見人等からは、障害特性やその関わり方について相談を受けることがあり、助言や同行訪問等をしている。成年後見人等と地域の相談窓口が、互いにできない部分を補い、役割分担をすることにより、風通しも良くなる。積極的に協力する姿勢であることは発信していきたい。
●会長	成年後見人等と、地域の関係機関が、互いに理解や協力できると良い。Ｆ委員から出された、制度の狭間に係る問題は、国の第二次基本計画においても課題として挙げられており、簡単に解決はできないと思われる。 独自の支援方針を持つ後見人等について、例として挙げられたケースは特別だと思われるが、内容によっては家庭裁判所や成年後見支援センターに相談し、その問題を関係機関が抱えないことが大切である。 オブザーバーからはいかがか。
◆Ｈオブザーバー	受任調整会議において、法的課題解決後の後見人等の交代について検討する取り組みは先進的であり、これが活かされる事例が今後出てくることを期待する。 成年後見人等への支援に向けて、中核機関が親族後見人の全てを把握できる仕組みにはなっていない。そのため、他市の例であるが、中核機関が作成した「親族後見人向けの文書（Ａ４表裏１枚）」を、家庭裁判所が送付する郵便物に同封する取り組みがある。佐倉市でも検討されたい。
◆Ｉオブザーバー	受任調整会議において、法的課題解決後の後見人等の交代について検討する取り組みは素晴らしいと感じた。家庭裁判所では、申立受理後、どの職種に推薦依頼をするか、専門職数に限りもある中で対応が大変難しいところである。この取り組みにより、一時的に専門職後見人等が選任されても、課題解決後に親族等に後見人が橋渡しできる形ができれば、専門職の力が必要なところに活かされていくと思う。成年後見支援センターにおいては、多くの相談を受け、対応に苦慮することも多いと伺っ

	たが、今後も連携しながら対応をお願いしたい。 （その他意見なし）
●会長	本検討会の意見としてまとめたい。 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について、基本的には順調に進んでおり、方向性は妥当であるという意見である。 ただし、広報の方法など、不十分または工夫の余地ありとの意見もあった。また、現場の相談窓口等との情報共有が十分ではないところもあった。各機関の共通理解が増すことで、よりよい体制になっていくと思われる。 このようにまとめたいが、いかがか。 （異議なし）
●会長	今後の佐倉市の取り組みに役立てていただきたい。 （３）その他
●会長	事務局から連絡事項はあるか。
○事務局 （高齢者福祉課　秋葉）	次年度の検討会について、第二期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画を策定にむけ、開催回数は３回を予定している。第１回は令和５年５～６月を予定している。また改めてご連絡する。
●会長	本日の議事はすべて終了したので、令和４年度 成年後見制度利用促進に関する検討会を終了する。 （閉会）